

## 第4期 昭島市障害福祉計画 目次（案）

協議会 (予定)	目次構成	第4期の主な 改正ポイント
第1回	<b>第1章 障害福祉計画の策定にあたって</b>	—
	第1節 計画策定の主旨	
	第2節 計画の性格・位置づけ	
	第3節 計画期間	
	<b>第2章 障害のある人を取り巻く状況</b>	—
	第1節 障害のある人の状況	
	第2節 通園・通学の状況	
	第3節 就労の状況	
	第4節 サービスの利用状況	
第5節 地域生活と就労に関する目標		
第2回 第3回	<b>第3章 障害福祉計画策定のための基礎調査結果</b>	—
	第1節 調査概要	
	第2節 調査結果のまとめ	
	<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	—
	第1節 基本理念	
	第2節 基本的視点	
	第3節 施策の体系	
	<b>第5章 自立支援サービスの充実</b>	・計画相談の連携強化 ・地域生活支援拠点等の整備
	第1節 居宅生活支援サービス	
第2節 日中活動支援サービス		
第3節 夜間居住支援サービス		
第4節 相談支援サービス		
第5節 地域生活支援事業等		
第3回	<b>第6章 保健医療の充実</b>	—
	第1節 障害の予防と早期発見	
	第2節 医療体制の充実	
	<b>第7章 社会的自立への支援</b>	—
	第1節 バリアフリー社会の実現	
	第2節 社会参加の推進	
	第3節 安全・安心の確保	
	<b>第8章 自立に向けた基盤の整備</b>	・障害児支援体制の整備
第1節 保育・教育の充実		
第2節 就労・雇用の支援		
第3節 地域での自立支援		
第4回	<b>第9章 サービス見込量</b>	・地域生活への移行促進 ・一般就労への移行促進
	第1節 自立支援給付事業量見込	
	第2節 地域生活支援事業量見込み	
	第3節 平成29年度までに達成を目指す目標	
	<b>第10章 施策の推進体制の整備</b>	・PDCAサイクルに関する事項
	第1節 推進体制の整備	
第2節 計画の評価		

# 第1章 障害福祉計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の主旨と背景

### 1. 計画策定の主旨

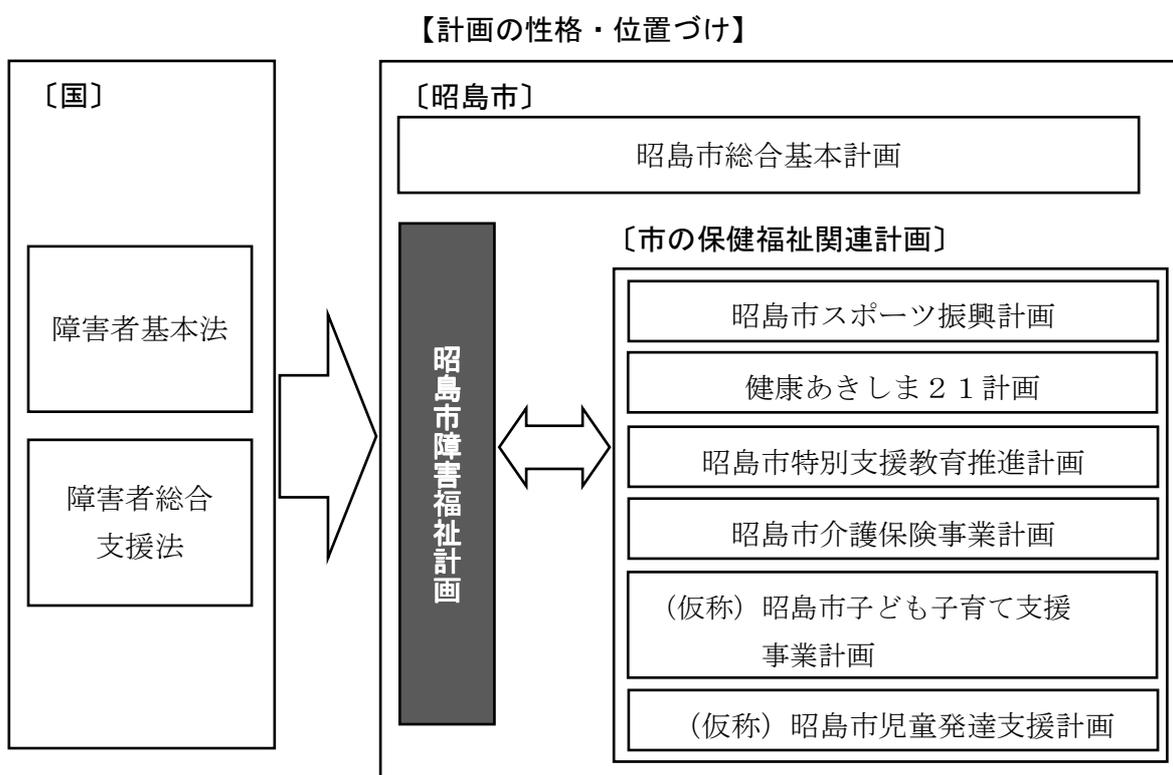
- 市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」、「第2期昭島市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」、「第3期昭島市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきました。
- 今回の「第4期昭島市障害福祉計画」は、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して策定したものです。

### 2. 計画策定の背景

- わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- 平成15年度からの支援費制度の導入、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行、平成25年4月からの障害者総合支援法の施行により、福祉サービスの提供体制が整備されています。
- 平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を整備・改正する（関係法律の整備に関する）法律が成立し、利用者負担の見直しや障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化などが示されました。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から施行されています。
- 平成23年8月には、障害者基本法の一部を改正する法律が施行されました。
- 平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、地域社会における共生の実現を理念とし、障害者範囲の見直し、障害支援区分の創設、支援の拡充、サービス基盤の計画的整備などが示されました。
- 平成25年6月には、障害を理由とする差別を解消するため、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行が予定されています。

## 第2節 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したもので、障害者に関する施策を分野別に明らかにするとともに、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るものです。
- 本計画は「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の保健福祉関連の計画等と調和が保たれたものとしします。



### 第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。
- 新たな法体系の施行その他将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 【障害福祉計画の対象期間】

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1期障害福祉計画											
			第2期障害福祉計画								
						第3期障害福祉計画					
									第4期障害福祉計画		